

## 7. 会議の概要

- 事務局（池田） ただいまから4月定例農業委員会を開催いたします。  
会議に先立ちまして、市の人事異動により、4/1より農業政策課の体制が変わりましたので、新職員の紹介をさせていただきます。  
・農業振興 G 谷内英之主幹(GL) ・計画整備 G 石田 崇主幹(GL) 谷内主幹は、農業委員会事務局併任となっています。ここで、谷内、石田は、退席させていただきます。
- 事務局長(池田) 本日の会議ですが、11番 北山 謙治委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。  
  
(会長あいさつ省略)
- 事務局長(池田) ありがとうございます。  
それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長（会長） これより本日の会議に入ります。  
まず、事務局より4月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) (説明)
- 議長（会長） 事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長（会長） ないようですので、次に本日の会議録署名委員ですが、16番 吉田 新一 委員  
18番 前田 壽夫 委員 の両名をお願いします。
- 議長（会長） これより議事に入ります。  
日程第1議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長（会長） これについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 山口委員 現地を確認致しましたが、特に問題はないと思います。
- 議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？  
(なし)
- 議長（会長） 無いようですので、これより、議案第1号について採決いたします。  
議案第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり承認することに決しました。  
続きまして、日程第2議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長（会長） これについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

山口委員 分筆して住宅を建てるということで、支障はないと思います。

議長（会長） 以上説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

久保委員 利用権の設定はあるのか。

事務局(中川) ありません。

久保委員 やみ小作か。それでも4条の要件にあっているのであればよい。

議長（会長） これより、議案第2号について採決いたします。  
議案第2号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。  
続きまして、日程第3議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局(中川) （説 明）

議長（会長） これについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

中村職務代理 市と県がそれぞれ買う部分があり、分筆登記をする。農業用排水路は地下に埋めて既設の水路につなげるので、特に問題はない。

議長（会長） 以上説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

松山委員 なぜ市と県に分けたのか。

事務局長(池田) 転用許可は県がします。道路部分は県の申請となります。

久保委員 道の駅になぜ県が入るのか。

事務局長(池田) 資料9ページにあるように、形状がかぎ状になっているところは道路管理者の施設であるため、県の部分となる。地域振興施設は市の部分である。

大谷委員 それはわかるが、そもそもなぜ県が入るのか。

久保委員 あわせて転用しない部分はどうなるのか。遊休農地にならないか。法定外公共物はどう整理するのか。

<休憩>

議長（会長） 再開します。

事務局(中川) 法定外公共物についてですが、機能があるものについては付け替えをし、機能がないものについては、建設課から都市政策課に無償譲渡して管理する。転用部分の周りの農地については、南側は堤防の法面となり、東側は、分筆して農地として使います。北側は県道勝山丸岡線、西側は県道勝山インター線であり、道に接する部分は道路管

理者である県の申請で工事をして、赤い印のある部分は市の部分です。

- 事務局長(池田) 市と県が道の駅について連携して進める。道路管理者である県と、地域振興施設管理者の市が、分担して工事をするので、県の部分については市の財源を縮減できます。
- 久保委員 農地として残る部分は、農地として機能するよう配慮してほしい
- 議長(会長) これより、議案第3号について採決いたします。  
議案第3号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり承認することに決しました。  
次に、日程第4議案第4号現況証明願いについてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 吉田委員 4月18日に現地確認した。事務局説明のとおり1番の東野は昭和49年に工場が建てられており、2番は本郷の●●さんの住宅があり、両方とも非農地としてもよいと思います。
- 議長(会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 久保委員 本来なら、無断転用であるため申請者に説明をしておくべき。宅地として課税しているのであればその時に転用しておくべき事案。税の担当と横の連携をきちんとしておいてほしい。
- 議長(会長) 現在はその可能性のあるものについて、我々農業委員が見つけていくべきである。今後はこのようなことがないように。
- 議長(会長) これより、議案第4号について採決いたします。  
議案第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第4号現況証明願いについては原案のとおり承認することに決しました。  
次に、日程第5議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 議長(会長) これより、議案第5号について採決いたします。  
議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決しました。  
次に、日程第6議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてと日程第7議案第7号農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については関連がありますので、一括して議題とします。事務局より説明

をお願いします。

- 事務局（黒瀬）（説明）  
議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 久保委員 議案第5号と6号の様式が違うのはなぜか。同じ法律なのだから統一すべきである。
- 事務局(中川) 他市の方法を確認した。多数は勝山市と同様でした。
- 久保委員 他市は関係ない。計画は誰が立てるのか、市長ではないのか。
- 大谷委員 なぜ二つあるのか。これでいいのか。
- 事務局長(池田) 同じ議案でも番号が違うのはほかにもある。審議いただく中でのやり方だと理解している。分けたほうがより深く審議していただける。
- 久保委員 地目には農業用施設用地はないのではないか。農業公社と支援センターの地目が違う。
- 事務局(黒瀬) 地目は、原野であったり畑であったりするもので、登記地目を確認し訂正します。
- 久保委員 6号の様式は正しいものにすること。登記と設定面積が違う。地積更正させるべき。
- 事務局(黒瀬) 現況地目を登記に修正します。面積については、測量をもとに出しています。丈量図に基づいていて、地積更正まではしていません。
- 久保委員 地積更正させるべきではないのか。配分計画に対して意見を求められても、小矢谷のみで猪野口は入らないのか。筆数が違うのはどうしてか。中途半端な計画に対して意見を求められたのか。
- 事務局(黒瀬) 配分計画は所有者が同一のため、地域で出てきます。
- 久保委員 配分計画はなぜ事務局が作るのか。支援センターが作るべき。また、法人と個人を混ぜているのはなぜか。
- 中村職務代理 地域は一括りでも構わないと思う。牧草地を機構が扱うのには違和感があった。
- 久保委員 配分計画に何を求めてきたのか。
- 大谷委員 支援センターから、だれが受けるのかわからない様式。
- 中村職務代理 配分計画の認可は県知事。農業委員会とはやり方が違う。
- 大谷委員 配分計画の根拠がわからない。資料はこれしかない。誰がうけるのかわからない。合計したもので、了解を求められてもわからない。判断しようがない。
- 久保委員 様式は統一すべき。公社経由で9月まで余裕があるので、正しいものを出してください。
- 事務局(黒瀬) 支援センターの都合でもあるが、今月4月に承認をいただいて6月の理事会に出します。次回は8月になるので間に合わなくなります。
- 大谷委員 県は集積計画に対して何を求めているのか。●●牧場・●●さんの分がわかるものを

出

してもらおうとわかると思う。

事務局(黒瀬) 他市の様式にはあるので、検討します。

大谷委員 我々が判断する根拠・資料を出してほしい。

事務局(黒瀬) 来月に回せるかどうか確認する時間をいただきたいと思います。

議長(会長) 休憩します。

議長(会長) 再開します。

事務局(黒瀬) 今回の集積計画と配分計画(案)に対する意見聴取については5月に再提出します。

議長(会長) 議案第6号と7号については保留とします。

議長(会長) 次に、報告事項に入ります。  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) このことについて何かありませんか。

議長(会長) 次に、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) 次に、農地の転用事実に関する照会書について事務局より報告を願います。

事務局(中川) (説明)

議長(会長) このことについて何かありませんか。

議長(会長) 無いようですので、その他に入ります。  
議会、農業協同組合、土地改良区より報告がありましたらお願いします。

下牧委員 6月13日から6月定例会が始まります。

議長(会長) 次に、平成30年度農業委員会活動計画書(案)について説明をお願いします。

事務局(黒瀬) (説明)

議長(会長) 引き続き、平成29年度農業委員会研修会計及び慶弔会計決算報告をお願いします。

事務局(黒瀬) (説明)

議長(会長) それでは、本日お手元に配布させていただきました冊子「平成30年度経営所得安定対策について」の説明を、農業政策課農業振興グループ 田中主事より簡単に説明をいただきます。

農業政策課  
(田中) (説明)

議長（会長） 次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明を願います。

事務局(黒瀬) 次回は、5月25日（金）午後1時30分からの開催となります。

議長（会長） 4月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

職務代理者 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

16番 吉田 新一

18番 前田 壽夫